

## 栃木県読書活動推進協議会第1回 議事録

- 開催日時 令和5(2023)年2月9日(木) 14時から16時
- 開催場所 栃木県庁研修館402研修室
- 出席者 栃木県読書活動推進協議会委員11名(委員13名中)

### 1 開会

2 挨拶 星野 生涯学習課長

3 議事 進行:(1)は事務局、(2)から会長

#### (1) 会長及び副会長の選出

ー委員の互選により、石川 委員が会長に、宇梶 委員が副会長に選出された。

#### (2) 会議の公開について

ー附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開することとなった。

#### (3) 栃木県子どもの読書活動推進計画のこれまでの取組と現状評価について

ー事務局から資料3について説明を行った。ー

[委員]

・次期計画から計画の対象を子どもから全県民へ拡大することの理由を確認したい。

[事務局]

・国では引き続き子どもの読書活動の推進に関する計画を策定する予定であるが、読書バリアフリー法の施行を契機に、県としては多様な方々に読書活動を推進していくこと、いつでも、誰でも、どこでも読書ができるという環境づくりに取り組んでいく必要があることを踏まえ、計画の対象を全県民としたところである。

[委員]

・資料3にある、子どもの不読率の調査には、電子書籍も含まれているか。

[事務局]

・含まれている。

[委員]

・小学生の読書感想文コンクールにおいては、応募件数は新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、徐々にコロナ禍前の数字に戻ってきている。一方で、

令和4年度の中学生の応募件数は減少している。読書以外の余暇の過ごし方の変化なのか、原因は不明であるが、不読率が改善されない現状について分析していく必要がある。

[委員]

・中学生の読書感想文コンクールの応募件数が減少しているのは、学校のゆとりの問題と感じている。学校では、ICTやSDGsの教育への対応など、先生の負担が増している。そのような中で、読書感想文は、人権作文や交通安全作文などの中から選択制にしている学校もあるのではないかと。このような現状を踏まえて、学校は読書活動をどのように進めていくか検討する必要がある。

[委員]

・読書感想文コンクールは、学校の先生にとって負担感があり、熱意が下がっているのを感じる。しかし、青少年読書感想文全国コンクールの栃木県の実績は年々上昇していて、入賞者も増えている。県内で頑張っている学校が成果を挙げている一方で、取組が減少している学校がある。県内全体で盛り上げ、地域差を改善できるとよい。

[会長]

・読書活動の推進については、学校意識や取組の二極化を感じる。全体的な方針を担当部局が示す必要がある。

[委員]

・来年度、県PTA連合会では、教育課題に関するアンケートを実施する予定があるので、協力できることがあれば相談してほしい。

[委員]

・朝読は学校で今も実施しているのか。

[委員]

・学校により異なる。新型コロナウイルス感染症の影響により、授業時数を確保する必要が生じたことや、学校の働き方改革から朝読を削減した学校がある。一方で、週に1回から2回、朝読を実施している学校があり、取組は様々である。

[委員]

・朝読の実施は、最終的には各学校長の裁量だと思う。校長が読書の意義を肯定的

に捉えていれば、読書の時間を確保するよう学校運営を行うものとする。

[委員]

- ・現行計画の指標3について、目標値を10%とした理由は何か。

[事務局]

・先生に言われたから本を読むというより、友だちとのコミュニケーションの中ですすめられた本を自主的に読むことを子どもの読書の望ましい姿として捉え、期待する割合を目標値として設定している。

[委員]

・那須塩原市の読書活動に関するアンケートでは、読書のきっかけに「友だち、家の人、先生にすすめられたから」と回答した割合が32%であり、市の調査との差を確認したところである。なお、読書のきっかけに「本屋で見て」と回答した割合は58%である。

[会長]

・栃木県は読書コンシェルジュを育成し、高校生がお互いにすすめ合う読書を推進してきたが、高校生全体に普及させることは難しい。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、すすめ合い自体が難しくなった。これまで推進してきた取組を生かしながら、県民全体に読書活動が行き渡るために何ができるか検討する必要がある。

[委員]

・保育園や幼稚園では、新型コロナウイルス感染症によって登園自粛になっている頃は、自宅で読書ができるように支援を工夫する園があり、本に接する機会は多くなったものとする。

・近くの小学校では絵本を読む機会が増えたと聞いている。校庭で遊べないため、図書室で本を読む児童が増えているという。また、近くの中学生が小学生に読み聞かせをしているという小中連携の事例もある。

・新聞の投書欄に、高齢女性が高校生のビブリオバトルに参加して、とても面白かった、本を読みたくなったという話が掲載されていた。全県民を対象に本を読む機会を増やすということであれば、そのような若い力や機会を活用することも重要である。

[会長]

・新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭で絵本を読み聞かせたり、保育園や幼稚園で絵本の情報を発信したりするなど、絵本をとおして親子の結びつきが深まっている。コロナ禍で育ってきた幼児期の子どもたちが、今後小学校に登校するわけだが、学校では、朝読がうまく機能していないような現状が見えている。こうした現状に対して、新たな計画の策定において検討を進めていけるとよい。

(4) 栃木県読書活動推進計画の策定の趣旨等について

(5) 読書活動の現状と課題について

(6) 基本目標及び方針について

－事務局から資料4～6について説明を行った。－

[委員]

・資料5の図15、公立学校における学校司書の配置率については、1校ごとに司書1人が常駐している割合ということか。実際は1人の司書が3～4校の掛け持ちをしていて、1週間に1日くらいしか常駐できないという事例がある。

[事務局]

・各校の割合なので、非常勤や掛け持ちをしている学校司書も含んだ数字となっている。

[委員]

・司書教諭は、12学級以上で配置とされているが、国語教諭が兼任で行っている実態がある。担任を持っている教諭なので、図書館の司書としては機能していないが、これも司書として捉えているのか。

[事務局]

・そのような調査となっている。

[委員]

・資料5の図11に本を読まない理由として、特に読みたい本がないというものがある。私は子どもたちに読み聞かせを行ってきたが、何を読んでいいかわからない子どもに、司書の先生がポップを作ってくれたり、朝の読み聞かせでおすすめの本を教えたりする関わりを見てきた。県では、学校図書館の司書の配置を増やしていく予定はあるのか。本を読む習慣をつけるには、きっかけが重要である。

[事務局]

・国では、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定されており、これに基づき地方財政措置がされている。各市町の状況に応じて学校司書を配置することになっているが、この計画においては小中学校の概ね1.3校に1名の配置を目標としている。

[委員]

・宇都宮市では、臨時職員として学校司書を各学校に1名配置している。その結果、読書率が上昇したという成果がある。やはり学校図書館に人がいるというのは重要である。最近では、図書室が不登校の子どもたちの居場所になってきており、学校司書が本来業務のほかに、その子どもたちを対応している。そのような課題も考えながら学校図書館に人員を配置することを検討していかなければならない。

[委員]

・子どもの読書活動推進は、子どもが本と出会うきっかけをつくるというイメージがある。一方、読書バリアフリー法は視覚障害等のある方が本を読みたい時に障壁となる部分について、機器や点字といった手段でカバーしていくことなどを目指していて、法律が目指している方向性が異なるのではないか。今回の計画は、子どもの読書活動の推進と読書バリアフリー法を含んだ位置付けということでよいのか。

[事務局]

・お見込みのとおり。

[委員]

・視覚障害者以外の読書を中心にした計画という印象を受ける。それを補うために読書バリアフリー法ができています。読書バリアフリー法の第9～10条には点字図書館だけではなく、公共図書館においても視覚障害者が利用しやすい環境にするために必要な施策を講ずること、また、視覚障害者がインターネットを利用して、アクセシブルな書籍を利用できるようにするための環境を整備することが示してある。

・第14～15条においては、ICTサポートセンターなどの環境整備を進めることを目的としている。栃木県では、点字図書館で環境づくりを推進しているが、十分な環境ではない。

・国では、令和2年7月に読書バリアフリー法に基づく基本計画を策定した。これを踏まえ、県の読書活動推進計画に読書バリアフリー計画を含めるとするのであれば、計画の第1部として一般図書を、第2部としてバリアフリー図書に関する基本指針を作らなければ、混乱してしまうのではないかと思う。この辺を検討していた

できればありがたい。

[事務局]

- ・今後計画を策定する際にその視点を含め、他課とも連携して検討していく。

[委員]

・資料6の方針3の「読書に親しむ環境づくり」について、当図書館では、読書に親しむための空間、居心地の良い空間づくりに努めている。また、情報提供の仕方については、いわゆる人と本との距離を縮めるための工夫を心掛けている。図書館に来る方たちが全て読書に親しんでいるわけではなく、コーヒーを飲みに来た方や、新聞を読みに来た方もいる。そういう方たちをいかに、本の世界に引き込むかという仕掛けを考えているところである。

[委員]

- ・今回の資料では、小さい子どもに関しての記載がない。赤ちゃんのうちから読書に親しむことができれば自然と本を好きになってくるので、乳幼児期の読書は重要である。図書館で、赤ちゃん向けの読み聞かせの会を促進する等の施策を実施するのもよい。また、ブックスタートも地域によって実施に差がある。保護者が赤ちゃんのための本を一冊でも持っていれば、家庭で読み聞かせができる。
- ・最近の家庭は、スマートフォン等のデジタル機器で読み聞かせをすることが多いと聞く。子どもを膝に乗せたり、抱っこしたり、そういう触れ合いながらの読書が重要である。デジタルの声ではなく、下手でもいいので、近しい人が生の声で聴かせることが望ましく、赤ちゃんの読書、母親学級等に力を入れてほしい。

[委員]

- ・県立図書館は、県内の公共図書館を支援するため、様々な研修を実施している。市町の図書館の職員はとても熱心で、研修を実施するとフィードバックが届く。こうした成果の波及、サービスの充実が課題と考えている。
- ・県立図書館の職員が派遣依頼を受け、ビブリオバトルの講話を行ったところ、学校や公共図書館関係者の熱心な参加が見られた。子どもにどのように働きかければ、効果的なビブリオバトルが実施できるか、関係者と議論することも良いと思った。
- ・読書活動の推進計画の対象を全県民に広げることは、生涯学習につながるものであり、ライフステージに応じて読書活動の推進を図ることにも意義がある。なお、民法改正により、成年年齢は18歳に引き下げられたが、高校生は子どもの位置付けとなるといったずれがある。高校生は子どもから大人に変わっていく過渡期とし

て捉える必要があるのではないかと思う。

- ・読書の定義を明確に位置付けたというのは、重要である。子どもたちが学習していく中では新聞や雑誌など社会と関わる媒体は必ず目にするものであり、小中学校の総合的な学習の時間や高等学校の総合的な探究の時間などでは新聞や雑誌の活用が図られていることから、それも読書と定義すれば、不読率は異なってくると思う。是非定義の周知を図っていただきたい。

- ・これからは多様性への配慮を除外して計画を検討することは難しい。読書という行為について、様々な不都合によってうまく叶わない人たちに、どういったサービスを提供するか検討することになる。例えば、字が読めない方や日本語を母国語としない人などが読書ができるように計画を策定する。障害のある人だけを区別するのではなく、多様性の中で全員が読書を楽しめる計画にしていくとよい。

#### [委員]

- ・学習障害のある子どもに対してはマルチメディア図書、いわゆる CD の中に格納されている本の内容を読み上げてくれる図書が大変参考になると聞いている。また、脳血管障害などによって、本が読みたくてもページがめくれない人もいる。そういう方には、電子書籍などパソコンや端末機があれば対応できるものがある。読書バリアフリー法は、視覚障害だけでなく、学習障害やページをめくれない脳血管障害、いわゆる上肢障害などそういう人も対象になっていることを留意いただきたい。

#### [会長]

- ・まとめとして、多様な人たちが共に住まう環境で、様々な人が図書館を利用する状況を踏まえた際に、インクルージョンという視点はとても重要である。

- ・現時点では、ライフステージの乳児期、幼児期、児童期などの各期に該当する人たちそれぞれに必要な方策を講じるという考え方であるが、バリアフリーの観点からすると、ライフステージの各期を分断せずに、それぞれの世代が関わり合うことを想定した施策や効果についても検討する必要がある。

- ・多様な人々の特性について、我々がきちんと理解し、支援の必要性まで含めて、丁寧に議論する必要がある。

- ・誰も妨げない空間づくりということも、読書活動を推進する重要なポイントになる。